

令和7年12月市議会定例会議

建設水道常任委員会資料

議案第109号 令和7年度福島市一般会計補正予算（第4号）中、都市政策部所管分

・福島駅東口地区市街地再開発事業 P. 2

議案第129号 民事調停申立ての件 P. 4

報告第 26号 専決処分報告の件

・専決第26号 損害賠償の額の決定並びに和解の件 P. 5

都市政策部

福島駅東口地区市街地再開発事業

補正予算説明書
P. 6~8, 23

8款 土木費

4項 都市計画費

(単位:千円)

目名	補正前の額	今回補正額	計	細目・細々目名
7 都市再開発事業費	1,259,160	284,000	1,543,160	○社会資本整備総合交付金事業費 福島駅東口地区市街地再開発事業費(事業費補助金) 284,000

○再開発事業費補助金の内訳

(単位:千円)

	補助対象事業費	補助額	財源内訳			
			国庫支出金	県支出金	起債	一般財源
補正前の額	870,000	580,000	290,000	145,000	130,500	14,500
補正(不足)額	(167,000)	284,000	142,000	71,000	63,900	7,100
計	1,037,000	864,000	432,000	216,000	194,400	21,600

1. 事業目的

建築本体工事に入る前の準備工事である地下躯体の解体工事と一部埋戻し工事に着手し、令和8年度に計画している建築本体工事へと途切れなく事業を進め、再開発事業全体の工期短縮につなげる。

2. 事業内容

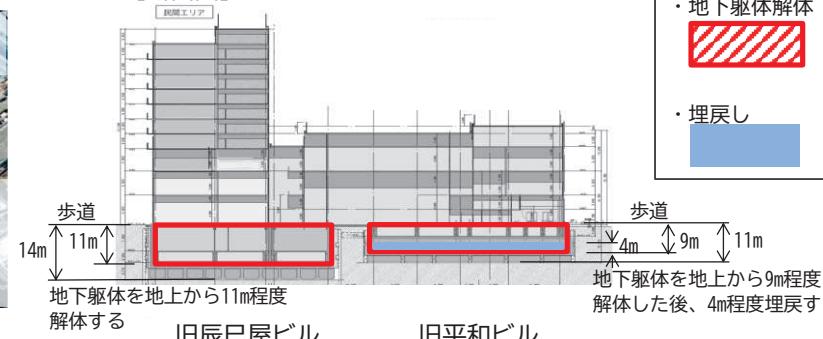
○補正の内容

令和8年度の建築本体工事着手に向け、旧辰巳屋ビルの地下躯体の解体工事、旧平和ビルの地下躯体の解体工事と一部埋戻し工事を予算承認後、契約に向けた手続きを経て、着手する。

【位置図】



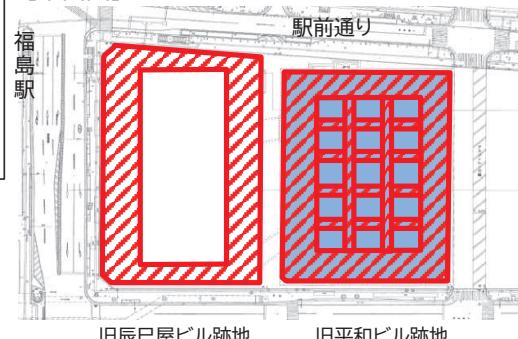
【断面図】



【凡例】

- 地下躯体解体
- 埋戻し

【平面図】



【現計と補正後の比較】

(単位:千円)

【現計】事業内容		補助率	補助対象事業費	財源内訳			
調査設計 計画費	事業計画変更			補助額	国	県	市
	実施設計(建築)	2/3	810,000	540,000	270,000	135,000	135,000
	権利変換計画変更	2/3	39,000	26,000	13,000	6,500	6,500
現 計		870,000	580,000	290,000	145,000	145,000	145,000



【補正後】事業内容		補助率	補助対象事業費	財源内訳			
調査設計 計画費	事業計画変更			補助額	国	県	市
	実施設計(建築)	2/3	459,000	306,000	153,000	76,500	76,500
	権利変換計画変更	2/3	39,000	26,000	13,000	6,500	6,500
準備工事費	地下躯体解体工事、埋戻し工事	10/10 (嵩上げ1.5)	518,000	518,000	259,000	129,500	129,500
補正後総額 計		1,037,000	864,000	432,000	216,000	216,000	216,000

【全体スケジュール】 地下躯体解体工事及び埋戻し工事の契約期間は11か月を予定



不足額=今回補正額

284,000

【地下躯体追加518,000+実施設計減額(306,000-540,000)】

議案第129号 民事調停申立ての件

議案書
P68~P69

- 申立て件名 福島市営住宅に係る滞納家賃等の支払いに関する調停申立て
- 民事調停対象者 2名

番号	家賃等の滞納額	滞納月数
1	63,000円	14月
2	417,800円	21月

(令和7年11月1日現在)

○民事調停申立ての趣旨

市営住宅に係る家賃等の滞納者を放置すれば、滞納の増加を招くことから、法的措置により滞納解消を図るものである。入居を継続したまま、市営住宅に係る滞納家賃等の支払いを求める。

福島市法的措置（明渡し請求訴訟等）対象者を選定するための基準

- 6ヶ月以上又は10万円以上の滞納者
- 再三の納付指導にもかかわらず、誠意を示さない者のうちから、特に悪質と認められる者
 - 生活保護受給者で住宅扶助費の支給を受けているにも拘らず納付しない者
 - 臨戸訪問、文書催告等による納付指導に長期に渡り応じない者
 - 納付指導による分割納付誓約を履行しない者

ただし、入居者または同居親族が傷病等で長期の療養を要し、多額の出費を余儀なくされたとき、主たる生計維持者が死亡したとき、不慮の災害にあったときで、いずれも住宅扶助を受けていないときは考慮する。
- 法令等に違反して不正に住宅を使用し、再三の指導に従わない者。
- 連帯保証人としての債務弁済能力がありながら、債務清算に応じない者。

専決第26号 損害賠償の額の決定並びに和解の件

議案書 P85

1 事故発生の日時

令和7年3月17日（月曜日）午後3時00分頃 天候：晴れ（暴風警報発令中）

2 事故状況等

渡利支所前公園の樹木の枝が強風によって折れ、渡利支所駐車場に駐車中の相手方車両に落下し、車両が破損した。

3 損害賠償額

車両損害額 126,500円の10/10 126,500円

